|  |  |
| --- | --- |
| 現行条例 | 検討事項資 料 ２ |
| 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例平成７年３月14日条例第５号目次第１章　総則（第１条～第６条）第２章　施策の基本方針等（第７条～第11条）第３章　施設等の整備第１節　公共的施設等の整備（第12条～第16条）第２節　指定施設の整備（第17条～第25条）第３節　公共車両等の整備（第26条・第27条）第４章　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項（第28条～第33条）第５章　雑則（第34条～第36条）附則第１章　総則（目的）**第１条**　この条例は、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、及び施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって心豊かな福祉社会かながわの実現に資することを目的とする。一部改正〔平成20年条例61号〕**(２月)****第１条**　この条例は、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、及び施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって（障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における一切のものの除去に資し、）すべての県民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく、誰もが安心してその人らしく暮らすことのできるともに生きる社会かながわの実現に資することを目的とする。※憲章の制定や関係法令の動向等を踏まえ、「ともに生きる社会（共生社会）」の実現という理念を明確化するため、目的規定の記述を整理・追記して充実する。（定義）**第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(１)　障害者等　障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児を同伴する者その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。(２)　公共的施設　官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通機関の施設、駐車場、共同住宅、事務所その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。(３)　道路　道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するものを除く。）その他規則で定めるものをいう。(４)　公園　都市公園法（昭和31年法律第79号）第２条第１項に規定する都市公園その他規則で定めるものをいう。(５)　公共車両　一般旅客の用に供する鉄道の車両及び自動車で規則で定めるものをいう。(６)　住宅　主として人の居住の用に供する家屋（公共的施設であるものを除く。）をいう。(７)　施設等　公共的施設、道路、公園、公共車両及び住宅をいう。一部改正〔平成20年条例61号〕（県の責務）**第３条**　県は、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくり（以下「バリアフリーの街づくり」という。）に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。２　県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携及び協力に努めるものとする。３　県は、自ら設置し、又は管理する施設等で県民の利用に供するものについて、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、整備を進めるものとする。一部改正〔平成20年条例61号〕**(２月)****第３条**　県は、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくり（以下「バリアフリーの街づくり」という。）に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。２　県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携及び協力に努めるものとする。３　県は、自ら設置し、又は管理する施設等で県民の利用に供するものについて、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、またその整備を進めるものとする。* 従前、「管理する施設等」としており、文言を整理して、内容に「利用の配慮」を含むことを明確にする

（事業者の責務）**第４条**　事業者は、バリアフリーの街づくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、福祉社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。２　事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、整備に努めなければならない。一部改正〔平成20年条例61号〕**(２月)****第４条**　事業者は、バリアフリーの街づくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、福祉社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。３　事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、またその整備に努めなければならない。* 従前、「管理する施設等」としており、文言を整理して、内容に「利用の配慮」を含むことを明確にする

（県民の責務）**第５条**　県民は、バリアフリーの街づくりの重要性及び地域社会の構成員としての自らの役割を認識し、福祉社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。２　県民は、障害者等の移動及び施設等の利用を確保するために協力するよう努めるとともに、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。一部改正〔平成20年条例61号〕（総合的推進）**第６条**　県、事業者及び県民は、バリアフリーの街づくりに関するそれぞれの責務を自覚し、一体となってその推進体制を整備し、バリアフリーの街づくりの実現を図るものとする。２　県及び事業者は、広域的に行われる施設等の整備事業の実施の機会をとらえて、バリアフリーの街づくりを積極的に推進するよう努めるものとする。一部改正〔平成20年条例61号〕第２章　施策の基本方針等（施策の基本方針）**第７条**　県は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。(１)　すべての県民がバリアフリーの街づくりに関する理解を深めるとともに、積極的にバリアフリーの街づくりに取り組むよう意識の高揚に努めること。(２)　障害者等が自らの意思で自由に移動し、及び安全かつ快適に利用できるよう施設等の整備を相互の連関に配慮して推進すること。(３)　障害者等の活動の機会が幅広く保障されるよう社会参加を促進する施策を積極的に実施すること。一部改正〔平成20年条例61号〕**(２月)****第４条**　県は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。(１)　すべての県民及び事業者がバリアフリーの街づくりに関して相互に理解を深めるとともに、積極的にバリアフリーの街づくりに取り組むよう意識の高揚に努めること* 議論経過及び関係法令の動向等を踏まえ、事業者並びに県民へバリアフリーに関する教育・理解促進を進めるため、施策対象を区分して記載し明確にする。

…　バリアフリー法改正での国民の責務やソフト対策、教育啓発特定事業、差別解消法での合理的配慮、UD2020行動計画等、関連法・制度における情勢変化を踏まえ、バリアフリーの街づくりへの理解・対応の必要性が高まっており、県がバリアフリー教育や理解促進に積極的に取り組む観点から改正（障害者等の意見の反映）**第８条**　県は、バリアフリーの街づくりに関する施策に、障害者等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。追加〔平成20年条例61号〕（検討）**第９条**　県は、バリアフリーの街づくりに関する施策について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。追加〔平成20年条例61号〕（情報の提供等）**第10条**　県は、市町村と連携して、事業者及び県民に対し、バリアフリーの街づくりに関する情報の提供、技術的指導又は助言を行うものとする。一部改正〔平成20年条例61号〕（略）（特別特定建築物に追加する特定建築物）**第29条**　法第14条第３項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第１項及び第２項に規定する応急仮設建築物並びに同条第５項の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）を除く。(１)　学校（政令第５条第１号に掲げるものを除く。）(２)　共同住宅(３)　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第５条第９号に掲げるもの及び規則で定めるものを除く。）追加〔平成20年条例61号〕（略）（建築物移動等円滑化基準の適用除外）**第32条**　第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園及び保育所については、政令第14条第１項第２号の規定は、適用しない。２　第30条第１号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路（階と階との間の移動に係る部分に限る。）については、政令第18条第２項第１号の規定は、適用しない。追加〔平成20年条例61号〕、一部改正〔平成21年条例68号〕（略） | （略）（略）第１章　総則（目的）**第１条**　この条例は、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、及び施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における一切のものの除去に資し、すべての県民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなくともに生きる社会の実現に資することを目的とする。一部改正〔平成20年条例61号〕〇　障害者基本法、障害者差別解消法等の整備、これらも踏まえたバリアフリー法の改正、超高齢社会等の社会情勢の変化等を踏まえ、「障害の社会モデル（※）」等の新しい理念を取入れより有効なバリアフリー化を進めるため、こうした理念・考え方について、重要なポイントとして条例に位置付けるため、「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」を目的として明確化する。（略）（県の責務）**第３条**　県は、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくり（以下「バリアフリーの街づくり」という。）に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。２　県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携及び協力に努めるものとする。３　県は、自ら設置し、又は管理する施設等で県民の利用に供するものについて、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、情報提供、適正な配慮の促進その他必要となる支援の提供並びに整備を進めるものとする。一部改正〔平成20年条例61号〕〇　ハード整備を前提として実質的なバリアフリー化の重要性及び合理的配慮もふまえ「必要となる支援」の文言を追記し、施設等の利用に関する配慮の内容について、ハードとソフト（合理的配慮含む）両面の対応が求められることを明らかにする。また、「必要となる支援」については、主には合理的配慮として個別の事例となることが想定されるが、実質的・効果的なバリアフリー化を進める観点からバリアフリー法及び同基本指針も参考に例示を行い、内容を明確にする。→　情報の提供（説明：わかりやすい放送や筆談対応、視覚的対応等、各人に合った手段での情報提供や意思疎通）、適正な配慮の促進（説明：適正利用に向けた対応等）、その他必要となる支援と追記（事業者の責務）**第４条**　事業者は、バリアフリーの街づくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、すべての県民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく、ともに生きる社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。２　事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮し、情報提供、適正な配慮の促進その他必要となる支援の提供並びに整備に努めなければならない。一部改正〔平成20年条例61号〕　　〇　第１条改正と併せて、第４条第１項の「福祉社会」を、「すべての県民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく、ともに生きる社会」に修正〇　ハード整備を前提として実質的なバリアフリー化の重要性及び合理的配慮もふまえ「必要となる支援」の文言を追記し、施設等の利用に関する配慮の内容について、ハードとソフト（合理的配慮含む）両面の対応が求められることを明らかにする。また、「必要となる支援」については、主には合理的配慮として個別の事例となることが想定されるが、実質的・効果的なバリアフリー化を進める観点からバリアフリー法及び同基本指針も参考に例示を行い、内容を明確にする。→　情報の提供（説明：わかりやすい放送や筆談対応、視覚的対応等、各人に合った手段での情報提供や意思疎通）、適正な配慮の促進（説明：適正利用に向けた対応等）、その他必要となる支援と追記（県民の責務）**第５条**　県民は、バリアフリーの街づくりの重要性及び地域社会の構成員としての自らの役割を認識し、すべての県民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく、ともに生きる社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。２　県民は、障害者等の移動及び施設等の利用を確保するために協力するよう努めるとともに、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。〇　第１条改正と併せて、第５条第１項の「福祉社会」を、「すべての県民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく、ともに生きる社会」に修正（略）（略）（施策の基本方針）**第７条**　県は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。(１)　すべての県民がバリアフリーの街づくりに関する理解を深めるとともに、積極的にバリアフリーの街づくりに取り組むよう意識の高揚に努めること。(２)　障害者等が自らの意思で自由に移動し、及び安全かつ快適に利用できるよう、施設等の整備について関係者の参画及び相互の連関に配慮して推進すること。(３)　障害者等の活動の機会が幅広く保障されるよう社会参加を促進する施策を積極的に実施すること。一部改正〔平成20年条例61号〕　　〇　障害の社会モデルを踏まえてバリアフリー化を推進するためには、施設整備の際に、計画段階から可能な限り様々な関係者の参加を得て、その意見を踏まえて実際の整備を行っていくことが重要であるが、現在、その旨の条文がないため、県の基本方針における施設整備の際の留意点に追記する。（インクルーシブデザインの視点）（略）（略）（略）（略）（特別特定建築物に追加する特定建築物）**第29条**　法第14条第３項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第１項及び第２項に規定する応急仮設建築物並びに同条第５項の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）又は同法第87条の３第１項に規定する災害救助用建築物、同条第２項に規定する公益的建築物及び同条第５項の許可を受けた建築物を除く。(１)　学校（政令第５条第１号に掲げるものを除く。）(２)　共同住宅(３)　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第５条第９号に掲げるもの及び規則で定めるものを除く。）追加〔平成20年条例61号〕　　※関係法令の改正に伴う規定の整理（略）（建築物移動等円滑化基準の適用除外）**第32条**　第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園については、政令第14条第１項第２号の規定は、適用しない。２　第30条第１号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路（階と階との間の移動に係る部分に限る。）については、政令第18条第２項第１号の規定は、適用しない。追加〔平成20年条例61号〕、一部改正〔平成21年条例68号〕　　※関係法令の改正に伴う規定の整理（略） |